

# 茨城県地下資源等連絡協議会要項

## (目的)

第1条 鉱業法(昭和25年法律第289号)、採石法(昭和25年法律第291号)、水洗炭業に関する法律(昭和33年法律第134号。以下「水洗炭業法」という。)及び砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「砂利法」という。)の施行にあたり関係部局との意見を調整し、その円滑な運営を図るため茨城県地下資源等連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

## (協議事項)

第2条 協議会は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 鉱業法第24条の規定による経済産業大臣と知事との協議に関する事。
- (2) 採石法第10条第2項の規定による経済産業局長と知事との協議に関する事。
- (3) 採石法第33条及び第33条の5の規定による採取計画の認可及び採取計画変更認可に関する事。
- (4) 水洗炭業法第3条の規定による登録に関する事。
- (5) 砂利法第16条及び第20条の規定による採取計画の認可及び採取計画変更認可に関する事。ただし、次に掲げる場合を除く。
  1. 採取計画変更認可の内容が6ヶ月以内の期間延長に限る場合。
  2. 採取計画変更認可の内容が「砂利採取場における採取地の埋戻し基準」に規定する「埋め戻しに用いる土砂等」の変更に限る場合。ただし、土量の変更を伴う場合はこの限りでない。
- (6) その他会長の必要と認める事項。

## (構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員によって構成する。

- 2 会長は、産業戦略部長をあてる。
- 3 副会長は、技術革新課長をあてる。

## (部会)

第4条 協議会に次の2部会を置く。

- (1) 鉱業・水洗炭業部会
  - (2) 砂利・採石部会
- 2 鉱業・水洗炭業部会は、第2条第1号、第4号及び第6号の鉱業法、水洗炭業法に関する事項について協議する。
  - 3 砂利・採石部会は、第2条第2号、第3号、第5号及び第6号の採石法、砂利法に関する事項について協議する。
  - 4 部会に属する委員は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

## (会長等の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる以外のものを会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

## (付議事項の処理)

第7条 協議会に付議された事項については、関係各局課においてその結果を尊重し、事務処理にあたるものとする。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は、産業戦略部技術革新課内におく。

## (補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要項は、昭和46年10月1日から施行する。
- 2 茨城県砂利採取法施行協議会は、廃止する。

付 則

- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

委 員 (令和4年4月1日現在)

部 局	委 員	部会		部 局	委 員	部会		
		1	2			1	2	
政策企画部	地域振興課長	○	○	土木部	用地課長	○	○	
	水政課長	○	○		道路建設課長	○	○	
	県北振興局長	○	○		道路維持課長	○	○	
県民生活 環境部	環境政策課長	○	○		河川課長	○	○	
	環境対策課長	○	○		港湾課長	○	○	
	廃棄物規制課長	○	○		都市計画課長	○	○	
	資源循環推進課長	○	○		都市整備課長	○	○	
保健医療部	薬務課長	○			建築指導課長	○	○	
農林水産部	農業政策課長	○	○		教育庁	文化課長	○	○
	林政課長	○	○		警察本部	生活環境課長		○
	林業課長	○	○	交通指導課長			○	
	漁政課長	○	○	県北県民センター環境・保安課長			○	
	農村計画課長	○	○	県北県民センター県民福祉課 日立商工労働センター長			○	
				鹿行県民センター環境・保安課長			○	
				県南県民センター環境・保安課長			○	
				県西県民センター環境・保安課長			○	

- (注) 1 部会1：鉱業・水洗炭業部会  
 2 部会2：砂利・採石部会  
 3 委員の名称及び本文中の組織名称は、組織の改編の都度改める。